

武蔵村山市第七次行政改革大綱

(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

武 蔵 村 山 市

目 次

第1章 総論	1
1 策定の趣旨	1
2 推進期間	1
3 推進計画の策定	1
4 行政改革の基本理念	1
5 行政改革の柱	2
6 行政改革の基本視点	2
7 行政改革の推進体制	3
第2章 行政改革の推進体系及び推進項目一覧	4
1 行政改革の推進体系	4
2 行政改革の推進項目一覧	5
第3章 行政改革の推進項目	10
【改革の柱①】 時代の変化に対応した行政サービスの提供	
1 窓口サービスの改善	10
2 行政サービスの見直し・充実	11
3 協働・連携等の推進	19
4 市民との情報の共有	21
【改革の柱②】 将来を見据えた弾力的な行財政基盤の確立	
1 職員の能力向上及び意識改革	22
2 弾力的な財政基盤の構築	23
3 効率的かつ効果的な事務の執行	27
4 受益者負担の適正化	31
資料編 行政改革大綱の策定経過	33
1 行財政運営懇談会	33
2 行財政運営懇談会からの意見	35
3 行政改革本部	38
4 行政改革本部専門部会	40

第1章 総論

1 策定の趣旨

行政改革大綱は、本市が取り組むべき行政改革の基本理念等を定め、長期総合計画に掲げる政策の実現を支える行政改革の指針として、中・長期的な行財政運営の在り方を示すものである。

本市では、平成3年5月に第一次となる行政改革大綱を策定して以来、継続的に行政改革大綱を策定し、事務事業の見直し、民間委託の推進、施設の有効活用など、効率的かつ効果的な行財政運営の推進を図るため、積極的に行政改革を実施してきたところである。

しかしながら、本市の財政状況は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が90%台で推移するなど、財政の硬直化が顕著となっており、今後、道路などのインフラ設備の更新、老朽化に伴う公共施設の改修等に係る費用の発生が見込まれていることを踏まえれば、将来の行財政運営は決して楽観できない状況となっている。

このような中、令和2年度をもって武蔵村山市第六次行政改革大綱の推進期間が満了となることから、社会経済情勢など本市を取り巻く状況の変化や複雑多様化する市民の需要を満たす良質な行政サービスを提供するとともに将来にわたって持続可能な行財政運営を実現し、「人と人との『絆』を大切にしたい信頼の市政」を着実に推進するため、武蔵村山市第七次行政改革大綱を策定するものである。

2 推進期間

推進期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3 推進計画の策定

本市の行政改革を計画的かつ着実に推進するため、「行政改革大綱推進計画」を毎年度策定し、社会経済情勢の変化等に応じて実施時期や所管課等を適宜見直していく。

なお、行政改革大綱で掲げる推進項目については、新たな追加や削除を行わない。

4 行政改革の基本理念

市民に良質な行政サービスを提供するとともに安定的な行財政基盤を確立するためには、市民の需要を的確に捉え、限られた経営資源を最大限に有効活用することが必要不可欠であることから、次のとおり、本市の行政改革の基本理念を定める。

【行政改革の基本理念】

市民の視点に立った質の高い行政サービスの創出
と持続可能な行財政運営の実現

5 行政改革の柱

基本理念を着実に達成し、具現化するために、次の2つの柱に基づき改革を推進する。

(1) 改革の柱①「時代の変化に対応した行政サービスの提供」

社会経済情勢やライフスタイルの変化に伴い、複雑多様化する市民の需要に対応するため、各種行政サービスの更なる見直しを行うとともに、限られた資源を効率的かつ効果的に活用し、良質な行政サービスの提供に努め、市民満足度の向上を図る。

(2) 改革の柱②「将来を見据えた弾力的な行財政基盤の確立」

人口減少時代の到来に伴う歳入の減少、公共施設の改修等に伴う歳出の増加など、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されるため、経営的な視点をもった職員を育成し、経常経費の抑制や新たな財源の確保に努め、新たに発生する行政課題に迅速かつ柔軟に対応することができる行財政基盤を確立する。

6 行政改革の基本視点

改革の推進に当たっては、次の6つの基本視点から行財政運営全般について見直しを行う。

(1) 基本視点①「市民満足度の向上」

行政サービスの在り方を検討するとともに、目的意識をもって迅速かつ正確にサービスを提供することにより、市民満足度の向上を図る。

(2) 基本視点②「協働・連携の推進」

複雑多様化する市民の需要を的確に捉え、きめ細かい行政サービスを提供するため、サービスの担い手である市民等との更なる協働・連携を推進する。

(3) 基本視点③「職員の意識改革」

行政改革を真に実効性のあるものとするため、職員一人一人の意識改革を促し、足下から行政改革を行う環境づくりを推進する。

(4) 基本視点④「経営資源の有効活用」

職員の能力を最大限に活用し、効率的かつ効果的に事務を執行するとともに、公共施設等の有効活用を図るなど、費用対効果の向上に向けた創意工夫に努め、経営資源を有効活用した行財政運営を推進する。

(5) 基本視点⑤「ICTの推進」

ICT（情報通信技術）を引き続き重要な手段と位置付け、AI（人工知能）等の先進技術を効果的に活用することにより、更なる業務の効率化を図るとともに、より質の高いサービスを提供する。

⑥ 基本視点⑥「透明性の確保」

積極的に情報公開を進めることにより、市民への説明責任を果たし、信頼される公平・公正な行財政運営を推進する。

7 行政改革の推進体制

行政改革を推進するに当たっては、市長のリーダーシップの下に、全職員が改革意欲をもって取組を進めることが重要であり、市民の意見を反映しながら、次のような体制により改革を推進する。

(1) 行政改革本部（庁内組織）

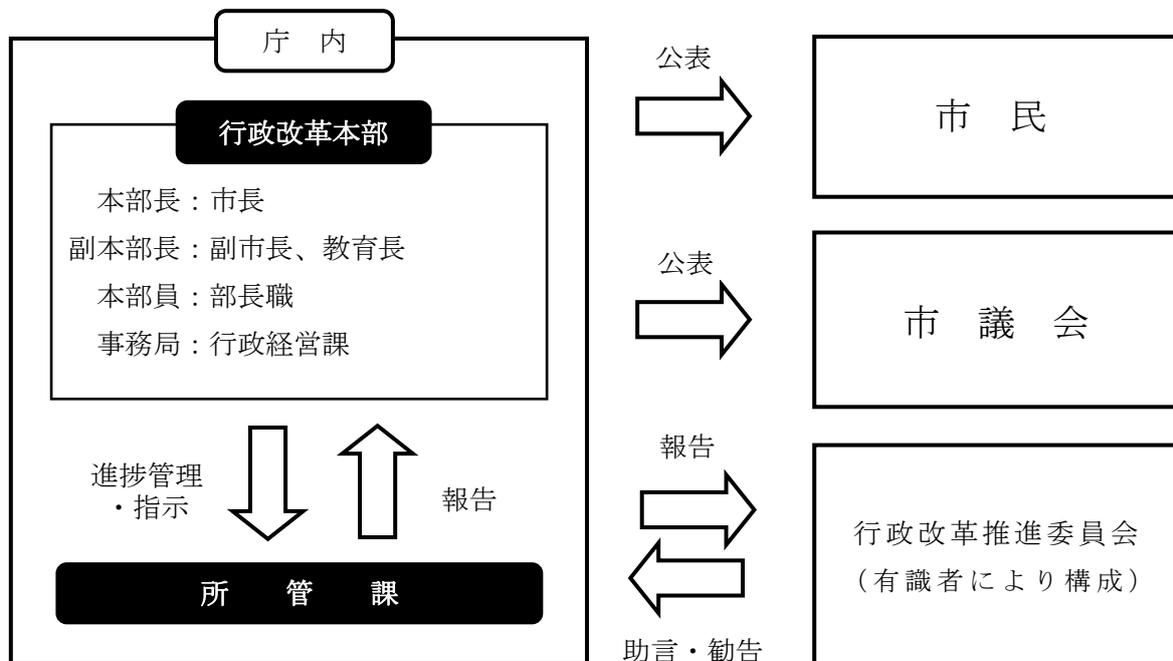
従来から市長を本部長とする行政改革本部が中心となって行政改革を推進しており、行政改革大綱の策定及びその推進に当たり、引き続きその中心的役割を果たす。

(2) 行政改革推進委員会（附属機関）

行政改革推進委員会は、行政改革大綱の実施状況について審議し、必要に応じ、市長に対して助言、勧告等を行う附属機関として、行政改革の推進過程において市民等の意見を反映する役割を担う。

(3) 進捗状況の公表

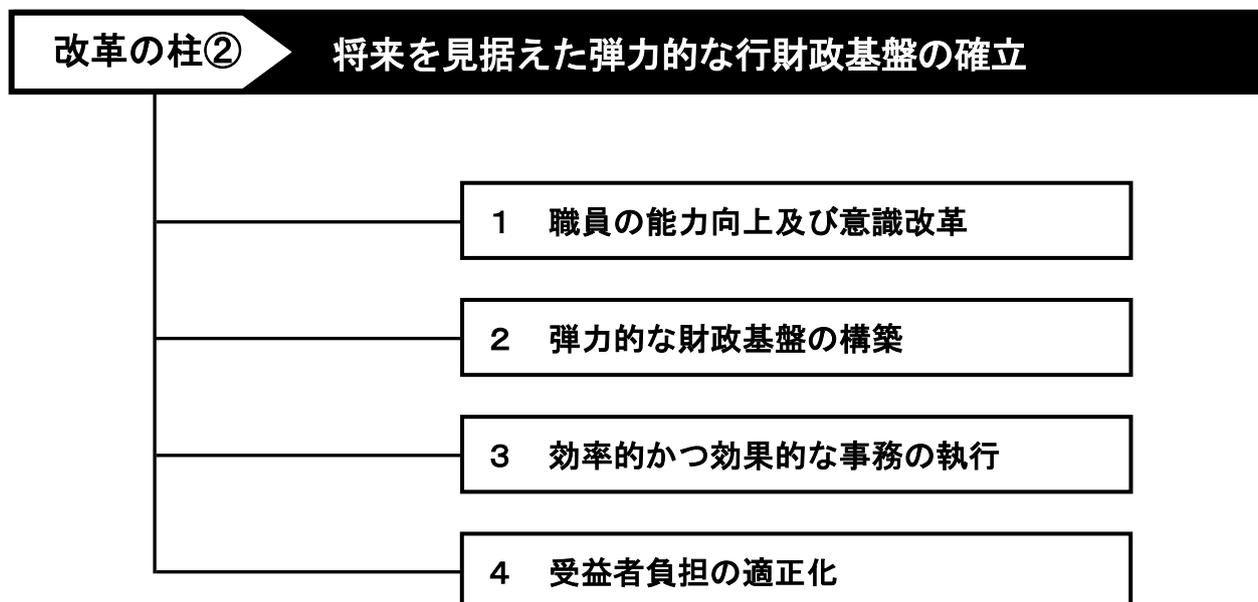
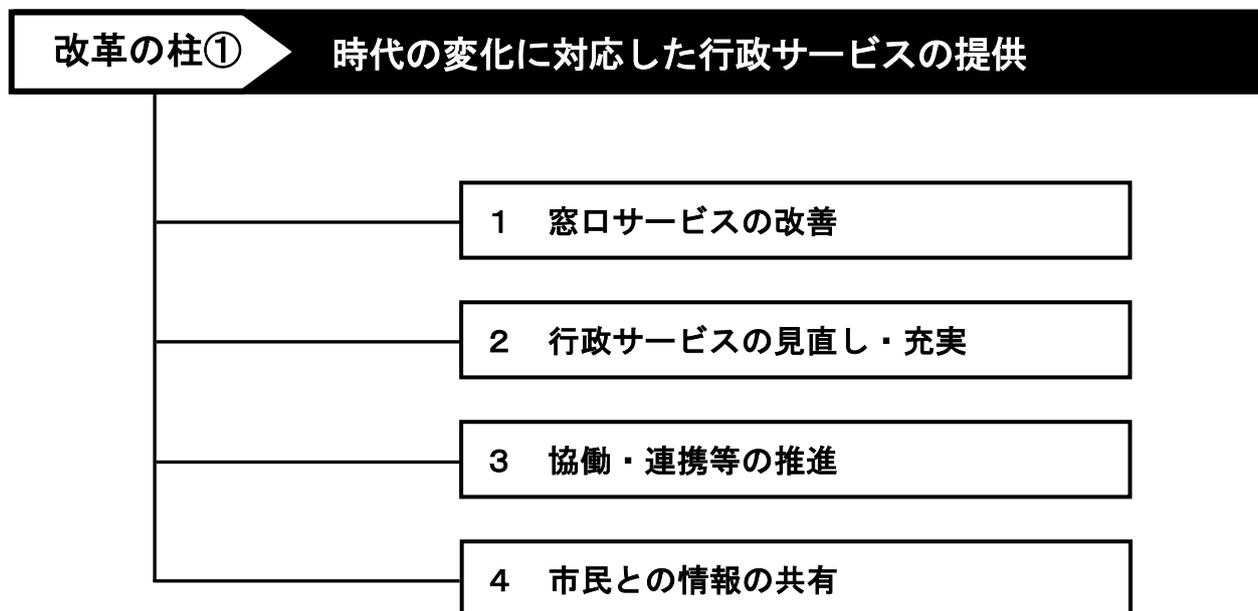
行政改革大綱の進捗状況については、引き続き半期ごとに調査し、その結果を行政改革本部及び行政改革推進委員会に報告するとともに、市報、ホームページ等で市民に公表する。



第2章 行政改革の推進体系及び推進項目一覧

1 行政改革の推進体系

2つの「行政改革の柱」に基づき、次のとおり行政改革の推進体系を定める。



2 行政改革の推進項目一覧

【改革の柱①】時代の変化に対応した行政サービスの提供

推進項目		所管課
1 窓口サービスの改善		
(1) 手続等の拡充		
項番 1	電子申請サービスの拡充	行政経営課等
項番 2	キャッシュレス決済の導入	市民課等
項番 3	窓口の混雑解消に向けた新たな取組の実施	市民課等
(2) 手続等の簡素化・効率化		
項番 4	行政手続における押印原則の見直し	文書法制課
項番 5	マイナンバーカードの取得促進	市民課
項番 6	死亡・相続ワンストップサービスの検討	市民課等
2 行政サービスの見直し・充実		
(1) 行政サービスの見直し		
項番 7	市税等の減免基準の見直し	課税課等
項番 8	企業誘致制度の在り方の検討	産業観光課
項番 9	村山温泉かたくりの湯の在り方の検討	産業観光課
項番 10	市民まつりの見直し	産業観光課
項番 11	粗大ごみ処理業務の見直し	ごみ対策課
項番 12	福祉会館の在り方の検討	福祉総務課等
項番 13	高齢者見守りの在り方の検討	高齢福祉課
項番 14	子どもカフェ事業の見直し	子ども子育て支援課
項番 15	地域公共交通の見直し	交通企画・モノレール推進課
項番 16	成人式の見直し	文化振興課
(2) 行政サービスの充実		
項番 17	多文化共生に係る取組の拡大	協働推進課
項番 18	空き店舗活用事業の実施	産業観光課
項番 19	介護人材の確保策の検討	高齢福祉課
項番 20	お互いさまサロンの拡充	高齢福祉課
項番 21	基幹相談支援センターの設置の検討	障害福祉課
項番 22	児童発達支援に係る庁内連携体制の拡充	障害福祉課等
項番 23	がん検診（精密検査）の受診勧奨	健康推進課
項番 24	特定健康診査の受診勧奨	健康推進課
項番 25	特定保健指導の利用勧奨	健康推進課
項番 26	保育人材の確保策の検討	子ども青少年課
項番 27	空き家対策事業の実施	都市計画課
項番 28	学校教育におけるICT化の推進	教育指導課

項番 29	スポーツを活用した地域活性化策の検討	スポーツ振興課
項番 30	電子図書の導入	図書館
3 協働・連携等の推進		
(1) コミュニティの活性化		
項番 31	自主防災組織の活性化策の検討	防災安全課
項番 32	自主防犯組織の活性化策の検討	防災安全課等
項番 33	新たな自治会活性化策の実施	協働推進課
(2) 協働・連携に向けた環境整備		
項番 34	災害ボランティア運営体制の整備	協働推進課等
項番 35	新たな選挙啓発活動の実施	選挙管理委員会事務局
(3) 男女共同参画の推進		
項番 36	ワーク・ライフ・バランスの推進	協働推進課
4 市民との情報の共有		
(1) 広報の充実		
項番 37	効果的な情報発信の拡充	秘書広報課
項番 38	広報アプリの導入の検討	秘書広報課
項番 39	ICTを活用した災害・防災情報の提供	防災安全課
(2) 広聴の充実		
項番 40	広聴のデータベース化	秘書広報課

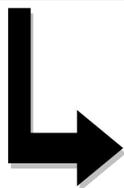
【改革の柱②】 将来を見据えた弾力的な行財政基盤の確立

推 進 項 目		所管課
1 職員の能力向上及び意識改革		
(1) 職員力・組織力の向上		
項番 4 1	職員定数の適正化	行政経営課
項番 4 2	新たな勤務意欲向上策の実施	職員課
項番 4 3	代替休暇制度の導入	職員課
(2) 人材育成の推進		
項番 4 4	文書作成能力向上研修の実施	文書法制課
項番 4 5	職員接遇マニュアルの改訂	職員課
項番 4 6	職員研修の充実	職員課
2 弾力的な財政基盤の構築		
(1) 歳入の確保		
項番 4 7	広告収入の在り方の検討	秘書広報課
項番 4 8	企業版ふるさと納税制度の導入	企画政策課等
項番 4 9	新たな寄附制度の導入	財政課
項番 5 0	国民健康保険税率の見直し	保険年金課
項番 5 1	市民税未申告者の申告促進	課税課
項番 5 2	市税等収納対策の推進	収納課
項番 5 3	介護保険料収納対策の推進	高齢福祉課
項番 5 4	学童クラブ育成料収納対策の推進	子ども青少年課
(2) 歳出の合理化		
項番 5 5	(仮称) 生涯学習センターの整備の検討	企画政策課等
項番 5 6	臨時財政対策債の発行額の抑制	財政課
項番 5 7	財政調整基金の残高の確保	財政課
項番 5 8	補助金等の整理合理化	財政課等
項番 5 9	社会福祉協議会への財政支援等の在り方の検討	福祉総務課
項番 6 0	シルバー人材センターへの財政支援等の在り方の検討	福祉総務課
項番 6 1	小学校学校給食調理等業務の民間委託	学校給食課
3 効率的かつ効果的な事務の執行		
(1) 事務事業等の整理合理化		
項番 6 2	庁議等の所掌事項の検討	企画政策課
項番 6 3	専決事案の見直し	行政経営課
項番 6 4	行政評価制度の見直し	行政経営課
項番 6 5	附属機関等の整理統合	行政経営課等
項番 6 6	オフィス改革の検討	行政経営課
(2) ICTの活用		
項番 6 7	AI・RPAを活用した業務の効率化	行政経営課等

項番 6 8	W e b 会議の拡充の検討	行政経営課
項番 6 9	ペーパーレス会議の導入の検討	行政経営課
項番 7 0	ビジネスチャットの導入の検討	行政経営課
項番 7 1	文書管理システムの導入の検討	文書法制課
項番 7 2	電子決裁システムの導入の検討	文書法制課
項番 7 3	庶務事務システムの導入	職員課
項番 7 4	テレワークの導入	職員課等
項番 7 5	市税電子申告の促進	課税課
(3) 公共調達の透明化		
項番 7 6	単価契約の適用の検討	総務契約課
項番 7 7	一般競争入札の適用範囲の拡大に向けた検討	総務契約課
4 受益者負担の適正化		
(1) 手数料・使用料の見直し		
項番 7 8	事務手数料の見直し	市民課等
項番 7 9	下水道使用料の見直し	道路下水道課
項番 8 0	公の施設使用料の見直し	文化振興課等
(2) 負担の公平化		
項番 8 1	家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入	ごみ対策課
項番 8 2	給食費収納対策の推進	学校給食課

※ 推進項目の見方

項番〇〇	※ 推進していく項目の名称です。				
所管課	※ 推進項目を実施する（取りまとめる）課となります。 「(関係各課)」の表記がある場合、取りまとめる課が主体となって関係各課と協力して推進項目を実施します。				
取組内容	※ 具体的な取組内容を記載しています。				
達成基準	※ 推進項目の最終的な目標を示しています。 数値目標を掲げている場合には、設定した数値以上の成果をあげることで達成となります。				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	※ 各年度までに実施する内容を記載しています。				



－ 凡例 －

年次計画で用いている表記の意図は、以下のとおりです。

検討……実施の要否や取組方法等について当該年度に調査・研究を行います。

実施……当該年度に取組を実施します。

達成……当該年度末までに数値目標を達成します。

「→」…既に実施している取組を推進（拡充）します。

報告書提出…当該年度に検討結果報告書を行政経営課に提出します。

第3章 行政改革の推進項目

改革の柱① 時代の変化に対応した行政サービスの提供

1 窓口サービスの改善

(1) 手続等の拡充

項番 1	電子申請サービスの拡充				
所管課	行政経営課（関係各課）				
取組内容	市民の利便性を向上させるため、市への申請手続において電子申請サービスを用いて受付可能な申請項目の拡充を図る。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	→	→	→	→

項番 2	キャッシュレス決済の導入				
所管課	市民課（関係各課）				
取組内容	市民の利便性を向上させるため、証明書発行等に係る事務手数料について、キャッシュレス決済を導入する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		検討	実施		

項番 3	窓口の混雑解消に向けた新たな取組の実施				
所管課	市民課（関係各課）				
取組内容	市民の利便性を向上させるため、現在の待ち時間をスマートフォン等で確認できるようにするなど、窓口の混雑解消に向けた新たな取組を検討し、実施する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	実施			

(2) 手続等の簡素化・効率化

項番 4	行政手続における押印原則の見直し				
所管課	文書法制課				
取組内容	感染症予防のための新しい生活様式にも則した行政サービスを効率的かつ効果的に提供するため、行政手続における押印の必要性について改めて検討し、更なる省略を図る。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施				

項番 5	マイナンバーカードの取得促進				
所管課	市民課				
取組内容	市民への取得勧奨を実施するとともに、出張受付場所を拡大するなど、マイナンバーカードの取得率を向上させる新たな取組を検討し、実施する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	→	→	→	→

項番 6	死亡・相続ワンストップサービスの検討				
所管課	市民課（関係各課）				
取組内容	市民の利便性を向上させるため、死亡手続等に関する総合窓口である「おくやみコーナー」の設置について検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	報告書提出			

2 行政サービスの見直し・充実

(1) 行政サービスの見直し

項番 7	市税等の減免基準の見直し				
所管課	課税課、保険年金課				
取組内容	公平・公正な税負担の確保を図るため、市税及び国民健康保険税の減免の在り方を検討し、基準の見直しを行う。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	実施			

項番 8	企業誘致制度の在り方の検討				
所管課	産業観光課				
取組内容	地域経済の活性化、雇用の増進等を図るため、企業誘致制度について、今後の在り方を検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	報告書提出				

項番 9	村山温泉かたくりの湯の在り方の検討				
所管課	産業観光課				
取組内容	村山温泉かたくりの湯におけるリニューアルの効果等を検証し、今後の在り方について検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	報告書提出				

項番 10	市民まつりの見直し				
所管課	産業観光課				
取組内容	平成 30 年度行政評価委員会からの意見や、武蔵村山観光まちづくり協会との役割分担を踏まえ、市民まつりの実施内容、実施体制等の抜本的な見直しを行う。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	検討	実施			

【参考：市民まつり開催事業に対する行政評価委員会からの意見】

本事業は、本年度で 13 回目の開催となり、約 7 万人の来場者を記録するなど、年々来場者が増加しており、本市の象徴として市内外に向けた魅力の発信等に寄与しているため、実施することには重要な意義が認められる。

しかし、趣向を凝らしたステージイベントの実施や復興支援に係る地方物産展の誘致など、年々発展・進化を遂げてきた一方で、まつりの運営に必要な人員や経費が増大するとともに、地域の伝統や文化等を再認識するという、まつり本来の目的が希薄化するなど、多くの課題も抱えている。

よって、当委員会としても本事業の実施方法を根本的に見直すことに異論はないが、見直しに当たっては、デエダラボッチや村山かてうどんなど、全面に打ち出すべき魅力を明確にし、ステージイベントや飲食販売の企画を見直すとともに、民間企業の活力や市内の小・中学生をボランティアとして活用するなど、実施体制も併せて見直していくことが肝要である。

なお、事業規模については、人員やコスト削減を図るための縮小という観点だけに囚われず、本事業の目的を達成するための適正な規模とすることを求めたい。

項番 1 1	粗大ごみ処理業務の見直し				
所管課	ごみ対策課				
取組内容	市民サービスの向上等を図るため、粗大ごみの受付処理システムの導入や受付から処分までを外部に一括委託するなど、業務の抜本的な見直しを行う。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	検討	実施			

項番 1 2	福祉会館の在り方の検討				
所管課	福祉総務課、子ども青少年課				
取組内容	平成 3 0 年度行政評価委員会からの意見を踏まえ、子どもから高齢者までの幅広い世代が利用・交流できる事業の実施など、福祉会館の在り方について検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	検討	報告書提出			

【参考：福祉会館運営事業（入浴サービス事業）に対する行政評価委員会からの意見】

本事業は、高齢者の外出やコミュニティ作りの契機となるとともに、近年は利用者数も増加傾向にあるため、実施することには一定の意義が認められる。

しかしながら、本事業を開始した昭和 4 6 年当時と現在では、家庭における浴室保有率は大きく異なり、ほとんどの家庭が浴室を保有している現状を踏まえると、本事業を無料で実施し続ける必要性は低下しているものと思料する。

よって、当委員会としても二次評価と同様に実施回数の減少や、受益者負担の範囲内で有料化するなど、費用対効果を高める見直しの実施が必要であると思料するが、見直しに当たっては、経済的な理由により本事業を利用する方に対しての十分な配慮がなされるよう慎重に検討していくことが肝要である。

さらに、福祉会館の規模や備えている機能を考慮すれば、子どもから高齢者までの幅広い世代が利用・交流できる事業を実施するなど、施設が有する機能を余すことなく発揮できる取組の実施についても、併せて検討していくことを求めたい。

項番 1 3	高齢者見守りの在り方の検討				
所管課	高齢福祉課				
取組内容	令和元年度行政評価委員会からの意見を踏まえ、高齢者見守り相談室事業の見直しを検討するなど、高齢者の見守りに関する在り方を検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		検討	報告書提出		

【参考：高齢者見守り相談室事業に対する行政評価委員会からの意見】

本事業は、市内で特に高齢化が進行する緑が丘地域が抱える課題を解決するなど、一定の成果を挙げていることから、今後も継続することが適当である。

他方、現在の見守り対象者名簿の作成方法には不明確な部分があり、実際には支援を必要としない高齢者も含まれている可能性があることから、実施方法には改善の余地があると判断する。

よって、現在行われている見守り活動や相談支援の実態把握に努めた上で、真に支援が必要な高齢者を見守りの対象にするとともに、地域の高齢者が見守りの担い手として活躍できる機会を創出するなど、より効果的かつ効率的な実施方法へと見直していくことが肝要である。

なお、緑が丘地域以外の高齢化率も年々上昇していることを踏まえれば、特定の地域のみを対象として事業を実施していることには公平性に課題が残るため、緑が丘地域における成果を検証し、必要に応じて他の地域にも普及させていくなど、市内の高齢者を効果的に支援していく仕組みを構築することも求めたい。

項番 1 4	子どもカフェ事業の見直し				
所管課	子ども子育て支援課				
取組内容	平成30年度行政評価委員会からの意見を踏まえ、コミュニティ拠点としての在り方を検討するとともに、実施日、実施場所等の見直しを行う。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	実施			

【参考：子どもカフェ運営事業に対する行政評価委員会からの意見】

本事業は、子育て家庭が抱える不安や負担の解消に寄与しており、児童福祉の向上を図る上で一定の意義は認められるが、利用者の居住地に偏りが見られることや、実施日を共働き家庭等の利用が困難な平日に限定していることなど、実施方法には課題がある。

このことから、当委員会としても二次評価と同様に本事業を抜本的に見直すことに異論はないが、見直しに当たっては、利用者の実態を正確に把握した上で、より多くの市民が利用できる環境の整備を求めたい。

なお、将来的には、受益者負担を求めるなど、財政的に自立した運営体制を構築した上でNPO法人が独自の事業として実施していくことが望ましく、また、高齢者等を対象とした事業を併せて実施することにより、幅広い世代が交流できるコミュニティ拠点へと発展させていくことも期待したい。

項番 15	地域公共交通の見直し				
所管課	交通企画・モノレール推進課				
取組内容	市民の利便性の向上等を図るため、「MMシャトル」及び「むらタク」の運行ルート、運行本数等について見直しを行う。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	実施			

項番 16	成人式の見直し				
所管課	文化振興課				
取組内容	平成30年度行政評価委員会からの意見を踏まえ、効果的な成人式の実施に向けて実施方法等の見直しを行う。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	実施			

【参考：成人式開催事業に対する行政評価委員会からの意見】

本事業は、市民の成人を祝うとともに、自立した社会人としての意識を醸成する機会となっているため、今後も継続することが適当である。

しかし、民法の一部を改正する法律が成立し、平成34年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、国や他市等において、成人式の在り方について検討が行われている状況にある。

よって、当委員会としても二次評価と同様に国や他市等の動向を注視するとともに、記念品の見直しを含めて成人式の在り方を検討していくことが適当であると判断するが、検討に当たっては、ホームページ等を活用した意見の公募や、市内の小・中学生による討論会などを実施し、幅広く市民の声を取り入れていくことを求めたい。

(2) 行政サービスの充実

項番 17	多文化共生に係る取組の拡大				
所管課	協働推進課				
取組内容	外国人が理解しやすい「やさしい日本語」の活用など、外国人に配慮した取組を拡大する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施				

項番 18	空き店舗活用事業の実施				
所管課	産業観光課				
取組内容	地域経済の活性化を図るため、商工会や金融機関と緊密に連携を図り、空き店舗を活用した事業を実施する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		検討	実施		

項番 19	介護人材の確保策の検討				
所管課	高齢福祉課				
取組内容	市内の介護事業所等における深刻な人手不足に対応するため、介護人材の確保に向けた支援策を検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	報告書提出			

項番 20	お互いさまサロンの拡充				
所管課	高齢福祉課				
取組内容	高齢者の社会的孤立の解消を図り、介護予防及び地域の支え合いの体制整備を推進するお互いさまサロンの設置及び運営を支援し、更なる充実を図る。				
達成基準	お互いさまサロンの設置件数70件 ※令和元年度末設置件数50件				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	→	→	→	→	達成

項番 21	基幹相談支援センターの設置の検討				
所管課	障害福祉課				
取組内容	障害の種別（身体、精神、知的）を問わず地域の実情に応じて権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着等の支援を行うなど、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の設置を検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		検討	報告書提出		

項番 2 2	児童発達支援に係る庁内連携体制の拡充				
所管課	障害福祉課（関係各課）				
取組内容	乳幼児期から学齢期までの切れ目のない児童発達支援を行うため、各課が成長段階に応じて実施している支援内容を共有する新たな仕組みを構築し、連携体制の更なる充実を図る。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	検討	実施			

項番 2 3	がん検診（精密検査）の受診勧奨				
所管課	健康推進課				
取組内容	がんを早期に発見し、市民の健康増進を図るため、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん及び子宮頸がん検診の精密検査受診率の向上策を検討し、実施する。				
達成基準	各種がん検診における精密検査受診率 70.0% ※令和元年度精密検査平均受診率 54.3%				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	→	→	→	→	達成

項番 2 4	特定健康診査の受診勧奨				
所管課	健康推進課				
取組内容	自らの健康リスクを把握し、生活習慣病の発症及び重症化を予防する契機となる特定健康診査の受診者を増やすため、受診勧奨を実施する。				
達成基準	国民健康保険被保険者（40歳以上75歳未満）の特定健康診査受診率 60.0% ※令和元年度受診率 45.7%				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	→	→	達成		

項番 25	特定保健指導の利用勧奨				
所管課	健康推進課				
取組内容	特定健康診査の結果、生活習慣病の危険因子の数に応じて階層化された保健指導対象者に対し、生活習慣病の発症を予防するため、個々の生活習慣の改善に主眼を置いた保健指導の利用勧奨を実施する。				
達成基準	国民健康保険被保険者（40歳以上75歳未満）の特定保健指導実施率60.0% ※令和元年度実施率22.8%				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	→	→	達成		

項番 26	保育人材の確保策の検討				
所管課	子ども青少年課				
取組内容	市内の保育所における深刻な保育士不足に対応するため、保育人材の確保に向けた支援策を検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	報告書提出			

項番 27	空き家対策事業の実施				
所管課	都市計画課				
取組内容	市内にある空き家の実態把握を行い、市の実情にあった空家等対策計画を策定した上で、空き家対策を実施する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			検討	実施	

項番 28	学校教育におけるICT化の推進				
所管課	教育指導課				
取組内容	電子教材等を導入するなど、学校教育におけるICT化を推進する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	→	→	→	→

項番 29	スポーツを活用した地域活性化策の検討				
所管課	スポーツ振興課				
取組内容	平成26年度に行ったスポーツ都市宣言を踏まえ、スポーツを活用した地域の活性化策について検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		検討	報告書提出		

項番 30	電子図書の導入				
所管課	図書館				
取組内容	市民の利便性を向上させるため、図書館への電子図書の導入について検討し、実施する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		検討	実施		

3 協働・連携等の推進

(1) コミュニティの活性化

項番 31	自主防災組織の活性化策の検討				
所管課	防災安全課				
取組内容	地域における防災機能・意識の向上を図るため、自主防災組織の結成促進や活性化に向けた新たな支援策について検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			検討	報告書提出	

項番 32	自主防犯組織の活性化策の検討				
所管課	防災安全課（関係各課）				
取組内容	地域における防犯機能・意識の向上を図るため、学校やPTA等の地域で防犯活動を行う団体との連携を強化するなど、自主防犯組織の活性化に向けた方策について検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			検討	報告書提出	

項番 3 3	新たな自治会活性化策の実施				
所管課	協働推進課				
取組内容	地域コミュニティの形成促進を図るため、自治会加入率の向上や自治会の活性化に向けた新たな支援策について検討し、実施する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	検討	実施			

(2) 協働・連携に向けた環境整備

項番 3 4	災害ボランティア運営体制の整備				
所管課	協働推進課、防災安全課				
取組内容	災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを改訂し、ボランティアコーディネーターの育成や、感染症対策を考慮したボランティア受入体制の構築を図る。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	検討	実施			

項番 3 5	新たな選挙啓発活動の実施				
所管課	選挙管理委員会事務局				
取組内容	市民の選挙制度に対する理解の促進や投票行動に対する意識の高揚を図るため、市民自らが選挙啓発等に携わる選挙啓発ボランティアを募集するなど、新たな選挙啓発活動を実施する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	実施				

(3) 男女共同参画の推進

項番 3 6	ワーク・ライフ・バランスの推進				
所管課	協働推進課				
取組内容	市内の事業所や家庭におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、仕事と家庭の両立支援などに取り組むモデルとなる事業所を認定し、周知を図ることにより機運の醸成を図る。				
達成基準	認定件数 5 件				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	→	→	→	達成	

4 市民との情報の共有

(1) 広報の充実

項番 37	効果的な情報発信の拡充				
所管課	秘書広報課				
取組内容	Y o u T u b e を活用した動画による広報や、L I N E 等の新たな S N S を活用した適時な広報など、効果的に情報を発信する方法を検討し、拡充する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	実施			

項番 38	広報アプリの導入の検討				
所管課	秘書広報課				
取組内容	市報の閲覧や最新の市政情報等を簡単に取得することができる、市独自の広報アプリの導入について検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		検討	報告書提出		

項番 39	I C T を活用した災害・防災情報の提供				
所管課	防災安全課				
取組内容	災害情報の正確かつ迅速な収集・提供や、防災情報の効果的な周知を図るため、I C T を活用した新たな取組を検討し、実施する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	実施			

(2) 広聴の充実

項番 40	広聴のデータベース化				
所管課	秘書広報課				
取組内容	市長への手紙やタウンミーティング等において市民から寄せられた意見をデータベース化し、庁内で情報を共有する仕組みを構築する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	実施			

改革の柱②

将来を見据えた弾力的な行財政基盤の確立

1 職員の能力向上及び意識改革

(1) 職員力・組織力の向上

項番 4 1	職員定数の適正化				
所管課	行政経営課				
取組内容	適正な職員配置による行政運営を推進するため、効率的な組織体制を構築し、定員適正化計画に基づく定員管理を行う。				
達成基準	395人（令和2年4月1日現在職員定数394人）				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	→	→	→	→	達成

項番 4 2	新たな勤務意欲向上策の実施				
所管課	職員課				
取組内容	職員の勤務意欲の向上を図るため、働き方改革を推進するとともに、人事考課制度の見直しや、管理職の期末・勤勉手当における勤勉手当の配分割合の引上げなど、新たな方策を検討し、実施する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			検討	実施	

項番 4 3	代替休暇制度の導入				
所管課	職員課				
取組内容	職員の健康保持、業務能率の確保を図るため、ノー残業デーや時差勤務を継続するほか、月60時間超の時間外勤務を行った際に代替休暇を取得する制度を導入する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	実施			

(2) 人材育成の推進

項番 4 4	文書作成能力向上研修の実施				
所管課	文書法制課				
取組内容	職員の文書作成能力の向上を図るため、公用文の作成方法や法制執務の知識等を習得するための研修を定期的実施する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	実施	→	→	→	→

項番 4 5	職員接遇マニュアルの改訂				
所管課	職員課				
取組内容	職員の意識改革を促し、市民サービスの更なる向上を図るため、職員接遇マニュアルを改訂する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	実施				

項番 4 6	職員研修の充実				
所管課	職員課				
取組内容	より多くの職員が必要とする研修を受講できるよう、eラーニングメニューの拡充やWeb研修の導入など、研修方法の充実を図る。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	検討	実施			

2 弾力的な財政基盤の構築

(1) 歳入の確保

項番 4 7	広告収入の在り方の検討				
所管課	秘書広報課				
取組内容	歳入の増加を図るため、市報やホームページ以外の広告媒体の検討や広告料の単価の見直しなど、広告収入の在り方について検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	検討	報告書提出			

項番 48	企業版ふるさと納税制度の導入				
所管課	企画政策課、財政課				
取組内容	地方創生事業への更なる企業の参画を促進するため、地域再生計画を作成し、企業版ふるさと納税制度を活用した寄附の受入を実施する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	実施			

項番 49	新たな寄附制度の導入				
所管課	財政課				
取組内容	既存の寄附制度の整理を行うとともに、クラウドファンディングなどの新たな寄附制度を導入する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	実施			

項番 50	国民健康保険税率の見直し				
所管課	保険年金課				
取組内容	国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、国保財政健全化計画に基づき定期的に国民健康保険税率の見直しを行う。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	→	→	→	→

項番 51	市民税未申告者の申告促進				
所管課	課税課				
取組内容	適正・公平な課税を推進するため、市民税における未申告者に対する調査方法の見直しや申告勧奨の強化を行い、未申告者の減少を図る。				
達成基準	申告勧奨件数に対する申告件数の割合 50.0% ※令和元年度割合 32.5%				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	→	→	→	→	達成

項番 5 2	市税等収納対策の推進				
所管課	収納課				
取組内容	市民負担の公平性の確保、サービス水準の維持等を図る観点から、市税等（市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び保育利用者負担金）の徴収を強化するための方法を検討し、有効な収納対策を実施することにより収納率の向上を図る。				
達成基準	市税収納率 98.6%（現年度分+滞納繰越分） ※令和元年度末収納率 98.0%				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	→	→	→	→	達成

項番 5 3	介護保険料収納対策の推進				
所管課	高齢福祉課				
取組内容	市民負担の公平性の確保、サービス水準の維持等を図る観点から、介護保険料の有効な収納対策を実施することにより収納率の向上を図る。				
達成基準	収納率 97.5%（現年度分+滞納繰越分） ※令和元年度末収納率 96.0%				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	→	→	→	→	達成

項番 5 4	学童クラブ育成料収納対策の推進				
所管課	子ども青少年課				
取組内容	市民負担の公平性の確保、サービス水準の維持等を図る観点から、学童クラブ育成料の有効な収納対策を実施することにより収納率の向上を図る。				
達成基準	収納率 95.0%（現年度分+滞納繰越分） ※令和元年度末収納率 93.7%				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	→	→	→	→	達成

(2) 歳出の合理化

項番 5 5	（仮称）生涯学習センターの整備の検討				
所管課	企画政策課、文化振興課、図書館				
取組内容	既存の公共施設の集約化や適正な配置を図るため、中央図書館と中央公民館の機能を併せもった（仮称）生涯学習センターの設置について検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		検討	報告書提出		

項番 5 6	臨時財政対策債の発行額の抑制				
所管課	財政課				
取組内容	計画的で安定的な財政運営を推進するため、臨時財政対策債の発行額について、当該年度の臨時財政対策債の元金償還額を下回る金額へと抑制する。				
達成基準	当該年度元金償還額以下 ※令和元年度発行額 9 6 6, 0 0 0 千円				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	→	→	→	→	達成

項番 5 7	財政調整基金の残高の確保				
所管課	財政課				
取組内容	計画的で安定的な財政運営を推進するため、財政調整基金の残高確保に努める。				
達成基準	標準財政規模の 1 0 % 以上 ※令和元年度末 1 1. 1 % (残高 1, 5 3 6, 7 7 6 千円)				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	→	→	→	→	達成

項番 5 8	補助金等の整理合理化				
所管課	財政課、行政経営課（関係各課）				
取組内容	限られた財源の効果的な活用を図るため、行政評価の結果や補助金等交付基準に基づき補助金等の検証・見直しを図り、整理合理化を推進する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	実施	→	→	→	→

項番 5 9	社会福祉協議会への財政支援等の在り方の検討				
所管課	福祉総務課				
取組内容	法人の独立性を確保するため、委託事業の見直しを含め、市と社会福祉協議会との役割分担を明確にした上で、市の財政支援等の在り方について検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
		検討	報告書提出		

項番 6 0	シルバー人材センターへの財政支援等の在り方の検討				
所管課	福祉総務課				
取組内容	法人の独立性を確保するため、民間からの受注機会の拡大や独自の収益事業の実施など、財政基盤の安定化に向けた取組を促すとともに、市の財政支援等の在り方について検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	検討	報告書提出			

項番 6 1	小学校学校給食調理等業務の民間委託				
所管課	学校給食課				
取組内容	将来にわたって学校給食を安定的に提供するとともに、経費の削減及びサービス水準の維持向上を図るため、(仮称)防災食育センターの稼働に合わせて小学校学校給食調理等業務の民間委託を実施する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
				検討	実施

3 効率的かつ効果的な事務の執行

(1) 事務事業等の整理合理化

項番 6 2	庁議等の所掌事項の検討				
所管課	企画政策課				
取組内容	事務の効率化を図るため、庁議、調整会議、政策調整会議、部課長会議等の各会議が担う所掌事項の見直しや再編について検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	報告書提出				

項番 6 3	専決事案の見直し				
所管課	行政経営課				
取組内容	意思決定の迅速化や責任の明確化を図るため、事務決裁規程に定められた専決事案の見直しを行う。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	検討	実施			

項番 6 4	行政評価制度の見直し				
所管課	行政経営課				
取組内容	市民の視点に立った効率的かつ効果的な市政を推進するため、新たな評価方法について検討し、制度の見直しを行う。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	検討	実施			

項番 6 5	附属機関等の整理統合				
所管課	行政経営課（関係各課）				
取組内容	業務の効率化を図るため、所掌事項の類似する附属機関等について、整理統合を行う。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
			検討	実施	

項番 6 6	オフィス改革の検討				
所管課	行政経営課				
取組内容	業務の効率化を図るとともに、職員間のコミュニケーションの円滑化を図り、意見交換に基づく創意工夫を促すため、執務スペースの拡充や自由席制の導入など、オフィス改革について検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
			検討	報告書提出	

(2) ICTの活用

項番 6 7	A I ・ R P A を活用した業務の効率化				
所管課	行政経営課（関係各課）				
取組内容	業務の効率化を図るため、定型的な事務事業等への A I ・ R P A の導入を推進する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	実施	→	→	→	→

項番 68	Web会議の拡充の検討				
所管課	行政経営課				
取組内容	他の自治体、事業者等との円滑な調整及び業務の効率化を推進するために実施しているWeb会議について、庁内会議での運用を検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	報告書提出			

項番 69	ペーパーレス会議の導入の検討				
所管課	行政経営課				
取組内容	会議の円滑な運営を図り、会議資料の作成に係るコストを削減するため、タブレット端末を活用するなど、ペーパーレス会議の導入を検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	報告書提出			

項番 70	ビジネスチャットの導入の検討				
所管課	行政経営課				
取組内容	情報共有の効率化、意思決定の迅速化など、業務の効率化を図るため、庁内で利用できるビジネスチャットの導入を検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		検討	報告書提出		

項番 71	文書管理システムの導入の検討				
所管課	文書法制課				
取組内容	公文書の適正な管理を推進するため、文書の收受から保存、公開、廃棄に至るまでのサイクルを一元的に管理できるシステムの導入を検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	報告書提出			

項番 7 2	電子決裁システムの導入の検討				
所管課	文書法制課				
取組内容	業務の効率化を図るため、紙に押印する方法での意思決定を見直し、電子決裁システムを用いた意思決定の導入を検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	検討	報告書提出			

項番 7 3	庶務事務システムの導入				
所管課	職員課				
取組内容	職員の出退勤等の管理に係る事務の効率化を図るため、タイムカード及び紙台帳による管理を廃止し、データで管理するための庶務事務システムを導入する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
		検討	実施		

項番 7 4	テレワークの導入				
所管課	職員課、行政経営課				
取組内容	ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、生産性の向上を含めた多様な働き方を実現するため、テレワークを導入する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
		検討	実施		

項番 7 5	市税電子申告の促進				
所管課	課税課				
取組内容	税務事務の効率化を図るため、市税申告、給与支払報告書等の電子申告の利用を促進する。				
達成基準	電子申告利用件数 7 6, 0 0 0 件 ※令和元年度電子申告利用件数 5 6, 3 0 1 件				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	→	→	→	→	達成

(3) 公共調達の透明化

項番 7 6	単価契約の適用の検討				
所管課	総務契約課				
取組内容	契約における透明性を確保するため、反復継続して実施する業務について、性質や内容に見合った契約形態を検討し、契約全体の中で単価契約の適用の可否を検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	検討	報告書提出			

項番 7 7	一般競争入札の適用範囲の拡大に向けた検討				
所管課	総務契約課				
取組内容	入札における透明性、競争性及び公正性を確保するため、一般競争入札の適用範囲の拡大について検討する。				
達成基準	検討結果報告書の提出				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
		検討	報告書提出		

4 受益者負担の適正化

(1) 手数料・使用料の見直し

項番 7 8	事務手数料の見直し				
所管課	市民課（関係各課）				
取組内容	受益者負担の適正化を図るため、証明書発行等に係る事務手数料について、事務手数料改定サイクルに基づき定期的に見直しを行う。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
			検討	実施	

項番 79	下水道使用料の見直し				
所管課	道路下水道課				
取組内容	老朽化した管渠の更新に要する費用等の増大を見据え、計画的で安定的な下水道事業を今後も展開するため、公共下水道事業経営戦略に基づき定期的に下水道使用料の見直しを行う。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		検討	実施		検討

項番 80	公の施設使用料の見直し				
所管課	文化振興課、協働推進課、産業観光課、環境課、障害福祉課、教育総務課、スポーツ振興課				
取組内容	受益者負担の適正化を図るため、公の施設使用料について、公の施設使用料見直し基本方針に基づき定期的に見直しを行う。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	実施			検討

(2) 負担の公平化

項番 81	家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入				
所管課	ごみ対策課				
取組内容	ごみの減量及び資源化の推進を図るとともに、良好な環境の次世代への継承、排出量に応じた負担の公平性の確保等のため、家庭ごみ有料化及び戸別収集を導入する。				
達成基準	実施				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	実施			

項番 82	給食費収納対策の推進				
所管課	学校給食課				
取組内容	市民負担の公平性の確保、サービス水準の維持等を図る観点から、有効な収納対策を実施し、給食費収納率の向上を図る。				
達成基準	収納率98.0%（現年度分+滞納繰越分） ※令和元年度末収納率96.6%				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	→	→	→	→	達成

資料編 行政改革大綱の策定経過

1 行財政運営懇談会

(1) 行財政運営懇談会設置要綱

○武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱

〔平成17年6月1日〕
訓令（乙）第107号

（設置）

第1条 武蔵村山市の行財政に係る課題を総合的見地から調査検討し、もって市民に開かれた簡素で効率的な市政運営の実現に資するため、武蔵村山市行財政運営懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を調査検討し、市長に報告する。

- (1) 今後の行財政運営のあり方に関すること。
- (2) 行政改革の方策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員7人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 2人
- (2) 公共的団体の代表者等 3人
- (3) 公募による武蔵村山市民 2人

（会長及び副会長）

第4条 懇談会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇談会の会議は、会長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（任期）

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項の終了をもって満了する。

（庶務）

第7条 懇談会の庶務は、企画財政部行政経営課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱（平成12年武蔵村山市訓令（乙）第69号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月24日訓令（乙）第22号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令（乙）第62号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 行財政運営懇談会委員名簿

区分	氏名	選出区分	備考
会長	細川和憲	識見を有する者	元東京経済大学現代法学部教授
副会長	阿部慶一	識見を有する者	税理士（東京税理士会立川支部）
委員	石橋修	公共的団体の代表者等	武蔵村山市公立学校PTA連合会
〃	田中伸彦	公共的団体の代表者等	武蔵村山市商工会
〃	萩原健次	公共的団体の代表者等	武蔵村山市自治会連合会
〃	斉藤あき子	公募による武蔵村山市民	公募委員
〃	高梨和人	公募による武蔵村山市民	公募委員

(3) 行財政運営懇談会の審議経過

	開催日時	議 題
第1回	令和2年11月13日（金） 午前10時から	・会長及び副会長の互選について ・会議の公開に関する運営要領の制定について ・武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）について
第2回	令和2年11月17日（火） 午後2時から	・武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）について
第3回	令和2年11月24日（火） 午後2時から	・武蔵村山市行財政運営懇談会報告書（案）について

※令和2年11月26日付で市長に報告

2 行財政運営懇談会からの意見

第七次行政改革大綱に対し、行財政運営懇談会から修正等を求められた意見は全て反映している。また、その推進に当たって特に留意すべき事項として集約された意見は以下のとおりである。

(1) 総合的意見

楽観できない本市の財政状況を改善し、複雑多様化する社会経済情勢の変化に即応した行政サービスを提供し続けていくためには、検討サイクルが定められているものも含め、各推進項目の検討時期を改めて精査し、可能な限り速やかに行政改革が実施されるよう求めるものである。

また、各推進項目の検討に当たっては、行政特有の縦割りをなくした検討体制の構築が重要であり、所管課のみならず関係各課が緊密に連携して取組を実施することによる相乗効果に期待したい。

なお、推進項目には今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する取組も見受けられるが、今後新たな感染症や大規模な災害が発生した場合には、本大綱にとらわれることなく、必要な施策を速やかに実施されたい。

(2) 各推進項目に関する意見

ア 【改革の柱①】時代の変化に対応した行政サービスの提供に掲げる推進項目への意見

項番 1 「電子申請サービスの拡充」について

効果的に電子申請の項目を拡充していくためには、市役所の各窓口で行っている手続の件数を調査するなど、実態把握に努めた上でニーズの高い手続から拡充することを求めたい。

項番 3 「窓口の混雑解消に向けた新たな取組の実施」について

インターネットを活用して窓口の混雑状況を確認できる仕組みを構築していくことには賛同するが、高齢者等のインターネットの活用慣れていない者へのフォローも必要であり、窓口の手続における高齢者等を対象とした予約制度の導入等も併せて検討すべきである。

項番 6 「死亡・相続ワンストップサービスの検討」について

死亡及び相続に関する手続は複雑であり、葬儀に関することや不動産、銀行口座等の管理に関することなど、市役所以外で行うことも多数存在するため、そのような手続への対応も含め、市民にとって利便性の高いサービスの実現に向けて検討することを求めたい。

項番 8 「企業誘致制度の在り方の検討」について

伊奈平地域など、道路の幅が狭い地域においては、トラック等の往来が困難であることを理由に好条件の土地があっても企業の進出には至っていない状況にあるため、道路の拡幅についても併せて検討すべきである。

項番 1 2 「福祉会館の在り方の検討」及び項番 1 4 「子どもカフェ事業の見直し」について

コミュニティ拠点としての在り方を検討するという目的が類似していることや、年次計画における検討時期が同じであることを踏まえれば、別の推進項目であることにとらわれずに所管課同士が緊密に連携することにより、効果的に取組が実施されることに期待したい。

項番 1 5 「地域公共交通の見直し」について

市の南部は特に交通の便が悪く、南部の事業者が市外から通勤する従業員の雇用に課題を抱えているため、地域公共交通の見直しに当たっては、通勤時間帯における「MMシャトル」の増便など、市民の利便性だけでなく、市外から通勤する者の利便性の向上も視野に入れて検討することを求めたい。

項番 1 8 「空き店舗活用事業の実施」について

市内の個人商店など、事業規模の小さい店舗においては、後継者がおらず、廃業するケースが多くなっていることから、市内の経済の発展に向けて、商工会、金融機関及び市が緊密に連携して空き店舗を活用した事業を実施していくことに期待したい。

項番 2 0 「お互いさまサロンの拡充」について

お互いさまサロンの実施場所として、高齢者の集まる福祉会館を活用することも考えられるため、項番 1 2 「福祉会館の在り方の検討」と併せて効果的な活用の検討を求めたい。

項番 3 1 「自主防災組織の活性化策の検討」について

地域の防災機能・意識を向上させるためには、自主防災組織を活性化させることも重要であるが、地域で防災活動を行う消防団が抱える人材不足を解消するための方策を併せて検討していくことを求めたい。

項番 3 2 「自主防犯組織の活性化策の検討」について

地域の防犯機能・意識を向上させるためには、自主防犯組織を活性化させることも重要であるが、より効果的な防犯対策の実施に向けて、市内の通学路等に設置した防犯カメラによる犯罪抑止効果等の検証を併せて行うことを求めたい。

項番 3 3 「新たな自治会活性化策の実施」について

自治会の加入率は年々減少し、このままでは加入率の増加が見込めないと思料されることから、自治会に加入する利点が目に見えて分かる活性化策の実施を求めたい。

また、項番 3 1 「自主防災組織の活性化策の検討」、項番 3 2 「自主防犯組織の活性化策の検討」及び項番 3 4 「災害ボランティア運営体制の整備」についても、自治会の協力があって成り立つものであるため、本推進項目については、特に注力して実施すべきである。

項番 4 0 「広聴のデータベース化」について

市長への手紙等を全て電子化することは難しいと思料するが、紙に記載して寄せられた意見等を市の職員が改めて入力する方法では負担が掛かってしまうため、電子的に受け付ける仕組みの充実と併せて取組を進めるべきである。

イ 【改革の柱②】 将来を見据えた弾力的な行財政基盤の確立に掲げる推進項目への意見

項番 4 1 「職員定数の適正化」について

職員定数の適正化に当たっては、各課の時間外勤務時間を正確に把握した上で、負担が多く発生している課に人員を配置すべきである。

また、時間外勤務を特定の時期にだけ行っているのであれば、繁忙期に経験者を配置することや時間外勤務を行っていない課の職員を兼務させるなど、効率的な事務執行を求めたい。

項番 4 2 「新たな勤務意欲向上策の実施」について

地域の活動や催し物等に多くの職員がボランティアとして参加していると認識しているが、こうした活動への自発的な参加を促進する支援の充実など、取組内容に例示された方策だけでなく、幅広く効果的な取組を検討すべきである。

項番 4 5 「職員待遇マニュアルの改訂」について

マニュアルが存在することにより事務的な接遇が行われることがないよう、職員個人の個性もいかしつつ、来庁する市民の気持ちに配慮した丁寧な接遇が行われるよう期待したい。

項番 5 2 「市税等収納対策の推進」について

既に一定の取組を実施しているものと思料するが、収納率の向上に当たっては、口座振替による納付が最も効果的であると考えられるため、更なる推進に努めるべきである。

項番 5 3 「介護保険料収納対策の推進」について

介護保険料の収納率を向上させていくことは重要であるが、介護保険料を滞納した高齢者等が督促状に記載された内容を理解できずに放置してしまい、年金を差し押さえられることで生活に支障が出てしまう事例が他市で問題となっているため、高齢者等に配慮した丁寧な対応を求めたい。

項番 7 2 「電子決裁システムの導入の検討」について

紙に押印する代わりに単に電子決裁システムを導入するだけでは、業務の効率化にはつながらないため、システムの導入に併せて不要なプロセスを省くなど、事務処理方法の見直しを行うべきである。

3 行政改革本部

(1) 行政改革本部設置要綱

○武蔵村山市行政改革本部設置要綱

〔平成8年5月13日〕
訓令(乙)第92号

(設置)

第1条 武蔵村山市の行財政に係る課題を総合的見地から検討し、もって市民本位の簡素にして効率的な市政運営に資するため、武蔵村山市行政改革本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行財政の効率的な運営に関する事。
- (2) 行政改革大綱の策定に関する事。
- (3) 行政改革の推進に関する事。
- (4) その他行政改革に係る重要事項に関する事。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長が当たる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、市長が委嘱し、又は任命する市職員をもって充てる。
- 5 本部には、必要に応じ、第2条に規定する事項を専門的に調査、検討するための組織を置くことができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の市職員の出席を求めることができる。

(任期)

第6条 本部の本部長、副本部長及び本部員の任期は、第2条に規定する所掌事項の終了したときに満了するものとする。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画財政部行政経営課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

一部改正（平成8年6月20日訓令(乙)第142号）

一部改正（平成9年10月22日訓令(乙)第150号）

附 則（平成16年3月31日訓令(乙)第17号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令(乙)第15号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日訓令（乙）第22号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令（乙）第62号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 行政改革本部本部員名簿

区分	氏名	職名	備考
本部長	藤野 勝	市長	～令和3年2月3日
副本部長	山崎 泰大	副市長	～令和3年2月26日
〃	池谷 光二	教育長	
本部員	神山 幸男	企画財政部長	
〃	石川 浩喜	総務部長	
〃	室賀 和之	市民部長	
〃	藤本 昭彦	協働推進部長	
〃	古川 純	環境担当部長	
〃	鈴木 義雄	健康福祉部長	
〃	島田 拓	高齢・障害担当部長	
〃	乙幡 康司	子ども家庭部長	
〃	竹市 基治	都市整備部長	
〃	諸星 裕	建設管理担当部長	
〃	神子 武己	教育部長	
〃	高橋 良友	学校教育担当部長	
〃	小林 真	議会事務局長	
〃	高尾 典之	会計管理者	

(3) 行政改革本部の審議経過

	開催日時	議 題
1	令和2年 7月29日(水) 午前9時から	・武蔵村山市第七次行政改革大綱の策定に関する基本方針について ・武蔵村山市行政改革本部専門部会の設置について
2	令和2年10月28日(水) 午前9時15分から	・武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）について
3	令和2年12月10日(木) 午後3時15分から	・武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）について

4 行政改革本部専門部会

(1) 行政改革本部専門部会設置要領

○武蔵村山市行政改革本部専門部会設置要領

〔令和2年7月30日〕
行政改革本部本部長決裁

(設置)

第1条 武蔵村山市行政改革本部設置要綱(平成8年武蔵村山市訓令(乙)第92号)第3条第5項に規定する組織として、武蔵村山市行政改革本部に次に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) 行政サービス向上部会
- (2) 行財政運営持続化部会

(所掌事項)

第2条 部会は、武蔵村山市行政改革本部設置要綱第2条各号に掲げる事項について調査検討し、武蔵村山市行政改革本部の本部長(以下単に「本部長」という。)に報告する。

(組織)

第3条 部会は、市職員のうちから本部長が任命し、又は委嘱する各10人の部会員で組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、当該部会に属する部会員の互選により選任する。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、本部長が招集する。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、企画財政部行政経営課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和2年7月30日から施行する。

(2) 行政改革本部専門部会部会員名簿

ア 行政サービス向上部会

区分	氏名	職名
部会長	持田文吾	市民課長
副部会長	佐藤哲郎	子ども青少年課長
部会員	下田瑞貴	秘書広報課広報広聴係長
〃	飯島郷太	課税課諸税係長
〃	横堀哲也	環境課環境保全係長
〃	中野育三	福祉総務課地域支援係長
〃	久保田智子	高齢福祉課高齢者支援係長
〃	藤木聡美	子ども子育て支援課子ども家庭支援センター係長
〃	鈴木哲人	都市計画課沿線まちづくり係長
〃	一色浩	文化振興課生涯学習係長

イ 行財政運営持続化部会

区分	氏名	職名
部会長	比留間毅浩	財政課長
副部会長	増田宗之	企画政策課長
部会員	加藤幸代	企画政策課資産経営係長
〃	小野暢路	職員課採用・制度改正係長
〃	尾崎敏明	保険年金課国民健康保険係長
〃	古川毅	収納課収納係長
〃	天野竜一	ごみ対策課減量推進係長
〃	木内淳	道路下水道課下水道係長
〃	市場直樹	教育総務課教育政策係長
〃	樋口雅秀	監査事務局係長

(3) 行政改革本部専門部会の審議経過

ア 行政サービス向上部会

	開催日時	議 題
第1回	令和2年 8月 5日 (水) 午前10時30分から	・ 部会長及び副部会長の互選について
第2回	令和2年 8月 27日 (木) 午後3時から	・ 所掌事項の検討について
第3回	令和2年 9月 10日 (木) 午後3時から	・ 所掌事項の検討について
第4回	令和2年 9月 30日 (水) 午前10時から	・ 報告書(案)の検討について

※令和2年10月2日付で行政改革本部本部長に報告

イ 行財政運営持続化部会

	開催日時	議 題
第1回	令和2年 8月 6日 (木) 午前9時から	・ 部会長及び副部会長の互選について
第2回	令和2年 8月 28日 (金) 午前10時から	・ 所掌事項の検討について
第3回	令和2年 9月 10日 (木) 午前10時から	・ 所掌事項の検討について
第4回	令和2年 9月 29日 (火) 午前10時から	・ 報告書(案)の検討について

※令和2年10月2日付で行政改革本部本部長に報告

武蔵村山市第七次行政改革大綱

(令和3年度～令和7年度)

発行年月／令和3年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市企画財政部行政経営課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市